

# 令和5年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年4月21日（金）

午前9時02分から午前10時22分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
欠	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
欠	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	欠	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	欠	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝  
 担い手育成係 主査 宮城 友美  
 主任主事 桃木 洋佑  
 農地整備課 地籍調査推進室 室長 櫛下 良平

		主幹兼次長	藺牟田 博文
5	事務局職員	局長	宮地 智治
		課長	岡留 孝二（串良総合支所産業建設課）
		次長兼農地係長	税所 篤行
		主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
		主幹	前迫 篤弘
		主査	池畑 信幸
		主査	平石 綾美
		主任主事	角野 勝行
		主査	囃師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
		主幹	福嶋 雅明（串良総合支所産業建設課）
		主査	根木原 英一（吾平総合支所産業建設課）

## 6 総会日程〔議事〕

- ・ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
- ・ 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- ・ 農地転用の事業計画変更について
- ・ 農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について
- ・ 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
- ・ 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・ 非農地証明について
- ・ 農地移動適正化あっせん申出について
- ・ 地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
- ・ 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
- ・ 下限面積撤廃に伴う現地調査の基準について

〔その他〕

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 畠井 孝二 委員 ・ 西ノ原 敏男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年4月21日（金） 開会 午前9時02分 閉会 午前10時22分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、寺下委員、新原委員、大園委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、中牧委員、川崎委員、立元委員、有馬委員、入佐委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号7番の畠井委員と、8番の西ノ原委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第1号につきましては、1頁から85頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年4月24日です。合計面積は、27万5千636㎡、うち更新分6万8千888㎡、内訳として、田が12万2千621㎡、畑が15万3千15㎡です。利用権を設定する者が118人、設定を受ける者が76人です。始期は、いずれも令和5年5月1日です。期間は、1年、1年11か月、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、10年、19年、30年です。次の3頁から60頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から4頁の3番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、使用賃借権で再設定。

次の4番は、設定期間が1年11か月です。

4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、次の5番から6番は、設定期間が2年です。5番は、賃借権で新規設定。6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、次の7番から10頁の16番までは、設定期間が3年です。7番は、賃借権で新規設定。8番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番、16番は、使用貸借権で再設定。

次に、11頁、次の17番から18番までは、設定期間が4年です。17番は、使用貸借権で新規設定。18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、次の19番から38頁の71番までは、設定期間が5年です。19番、20番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番、34番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、35番は、賃借権で新規設定。36番は、使用貸借権で新規設定。

次に、21頁、37番は、使用貸借権で新規設定。38番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、39番、40番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、41番、42番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、43番、44番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、45番、46番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、47番、48番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、49番は、使用貸借権で新規設定。50番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、51番は、賃借権で新規設定。52番は、使用貸借権で新規設定。

次に、29頁、53番は、使用貸借権で新規設定。54番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、55番は、賃借権で再設定。56番は、使用貸借権で再設定。

次に、31頁、57番、58番は、賃借権で再設定。

次に、32頁、59番は、賃借権で再設定。60番は、使用貸借権で再設定。

次に、33頁、61番、62番は、賃借権で再設定。

次に、34頁、63番、64番は、賃借権で再設定。

次に、35頁、65番は、使用貸借権で再設定。

次の66番から38頁の70番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど一括して説明します。

次に、38頁、71番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の72番から41頁の76番までは、設定期間が6年です。72番は、賃借権で再設定。

次に、39頁、73番、74番は、賃借権で再設定。

次に、40頁、75番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の76番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、41頁、次の77番から43頁の80番までは、設定期間が7年です。77番、78番は、賃借権で新規設定。

次に、42頁、79番、80番は、賃借権で新規設定。

次に、43頁、次の81番は、設定期間が8年です。81番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の82番から59頁の111番までは、設定期間が10年です。82番は、賃借権で新規設定。

次に、44頁、83番、84番は、賃借権で新規設定。

次に、45頁、85番は、使用貸借権で新規設定。

次に、46頁、86番、87番は、賃借権で新規設定。

次に、47頁、88番、89番は、賃借権で新規設定。

次に、48頁、90番、91番は、賃借権で新規設定。

次に、49頁、92番は、賃借権で新規設定。93番は、使用貸借権で新規設定。

次に、50頁、94番、95番は、賃借権で新規設定。

次に、51頁、96番、97番は、賃借権で新規設定。

次に、52頁、98番、99番は、使用貸借権で新規設定。

次に、53頁、100番、101番は、使用貸借権で新規設定。

次に、54頁、102番は、賃借権で新規設定。103番は、使用貸借権で新規設定。

次に、55頁、104番は、賃借権で新規設定。

次に、56頁、105番は、賃借権で新規設定。106番は、使用貸借権で新規設定。

次に、57頁、107番は、賃借権で新規設定。108番は、使用貸借権で新規設定。

次に、58頁、109番は、賃借権で再設定。110番は、使用貸借権で再設定。

次に、59 頁、111 番は、賃借権で再設定。次の 112 番は、設定期間が 19 年です。112 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、60 頁、次の 113 番は、設定期間が 30 年です。113 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 60 頁までの 113 件の利用権設定ですが、35 頁の 5 年もの 66 番から 38 頁の 70 番までが農業委員会の取決め制限にあたりますが、中牧委員が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　35 頁の 66 番から 38 頁の 70 番までは、借人中牧委員が賃借権の再設定及び新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　中牧委員に係る 5 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、38 頁の 5 年もの 71 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　38 頁の 71 番は、借人高田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　高田委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、40 頁の 6 年もの 75 番と、43 頁の 8 年もの 81 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　40 頁の 75 番及び 43 頁の 81 番は、借人福元副会長の経営される法人が使用貸借権及び賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る6年もの1件と8年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、40頁の6年もの76番が農業委員会の議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 40頁の76番は、借人本田委員の息子が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの104件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、61頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、61頁から67頁です。まず、61頁で説明します。

公告年月日は令和5年4月24日、合計面積は、3万190㎡です。内訳としまして、田が816㎡、畑が2万9千374㎡です。所有権を移転する者が10人、所有権の移転を受ける者が9人です。

次に62頁、次の1番から67頁の10番までは、全て所有権移転協議が成立したのですが、62頁の2番は議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議10件です。62頁の2番が議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

上之脇 62頁の2番は、譲受人の本田委員の息子が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

残りの所有権移転協議が成立したもの 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、68 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、68 頁から 85 頁です。まず 68 頁で説明します。

公告年月日は、令和 5 年 4 月 24 日です。合計面積は、10 万 9 千 427 m<sup>2</sup>で、うち、田が 2 万 4 千 278 m<sup>2</sup>、畑が 8 万 5 千 149 m<sup>2</sup>です。

利用権を設定する者が 35 人、利用権の設定を受ける者が 32 人で、新規設定 32 件です。

始期は全て、令和 5 年 5 月 1 日で、期間は 3 年、3 年 3 か月、4 年 8 か月、5 年及び 10 年です。

69 頁をご覧ください。次の 1 番から 2 番は、設定期間が 3 年です。1 番、2 番は、賃借権。

次に、70 頁、次の 3 番は、設定期間が 3 年 3 か月です。3 番は、賃借権。次の 4 番は、設定期間が 4 年 8 か月です。4 番は、使用貸借権。

次に、71 頁、次の 5 番から 76 頁の 15 番までは、設定期間が 5 年です。5 番は、使用貸借権。6 番は、賃借権。

次に、72 頁、7 番、8 番は、賃借権。

次に、73 頁、次の 9 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。10 番は、賃借権。

次に、74 頁、11 番は、賃借権。12 番は、使用貸借権。

次に、75 頁、次の 13 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。14 番は、賃借権。

次に、76 頁、15 番は、賃借権。次の 16 番から 85 頁の 32 番までは、設定期間が 10 年です。16 番は、賃借権。

次に、77 頁、17 番、18 番は、賃借権。

次に、78 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、79 頁、21 番、22 番は、賃借権。

次に、80 頁、23 番、24 番は、賃借権。

次に、81 頁、25 番、26 番は、賃借権。

次に、82 頁、27 番は、使用貸借権。次の 28 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、83 頁、29 番、30 番は、賃借権。

次に、84 頁、31 番、32 番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、69 頁から 85 頁までの中間管理権設定 32 件ですが、73 頁の 5 年もの 9 番と、75 頁の 5 年もの 13 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 73 頁の 9 番と 75 頁の 13 番は、借人である福元副会長が経営される法人が賃借権及び使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、82 頁の 10 年もの 28 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、矢野委員に退席をいただき審議します。

(矢野委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 82 頁の 28 番は、借人である矢野委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 矢野委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(矢野委員：着席)

矢野委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 29 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、86 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 2 号につきましては、86 頁から 92 頁です。

今回は、所有権移転 29 件、使用貸借権 1 件、地上権 2 件の計 32 件です。初めに、86 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 1 千 32 m<sup>2</sup>の交換です。なお、27 番と関連です。2 番は、田が 2 筆で 2 千 48 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 67 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、田が 1 筆で 538 m<sup>2</sup>の贈与です。5 番は、田が 7 筆で 6 千 661 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、87 頁です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 164 m<sup>2</sup>の贈与です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 149 m<sup>2</sup>の贈与です。8 番は、田が 1 筆で 1 千 661 m<sup>2</sup>の贈与です。9 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、88 頁です。10 番は、畑が 1 筆で 3 千 967 m<sup>2</sup>の売買です。11 番は、畑が 3 筆で 6 千 278 m<sup>2</sup>の売買です。12 番は、畑が 3 筆で 2 千 981 m<sup>2</sup>の売買です。13 番は、田が 5 筆で 3 千 101 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、89 頁です。14 番は、畑が 1 筆で 883 m<sup>2</sup>の贈与です。15 番は、畑が 1 筆で 1 千 745 m<sup>2</sup>の設定期間 3 年間の地上権設定です。なお、5 条申請と関連です。16 番は、田が 1 筆で 790 m<sup>2</sup>の設定期間 3 年間の地上権設定です。なお、5 条申請と関連です。また、17 番と関連です。17 番は、田が 1 筆で 790 m<sup>2</sup>の使用貸借です。なお、16 番と関連です。

次に、90 頁です。18 番は、畑が 1 筆で 807 m<sup>2</sup>の贈与です。19 番は、畑が 1 筆で 2 千 772 m<sup>2</sup>の売買です。20 番は、畑が 1 筆で 1 千 421 m<sup>2</sup>の売買です。21 番は、畑が 3 筆で 5 千 650 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、91 頁です。22 番は、田が 1 筆、畑が 1 筆で 1 千 31 m<sup>2</sup>の贈与です。23 番は、田が 3 筆で 1 千 496 m<sup>2</sup>の贈与です。24 番は、田が 1 筆で 385 m<sup>2</sup>の贈与です。25 番は、畑が 1 筆で 330 m<sup>2</sup>の売買です。26 番は、畑が 2 筆で 1 千 458 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、92 頁です。次の 27 番から 93 頁の 32 番までは、全て記載のとおりです。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました、86 頁から 93 頁までの許可申請 32 件ですが、87 頁の 9 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、谷口委員に退席をいただき審議します。

(谷口委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 87 頁の 9 番は、渡人谷口委員が経営される法人が所有権移転の売買を行うもので、農地

法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 谷口委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(谷口委員：着席)

谷口委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、92頁の27番から93頁の32番までを西ノ原委員に、報告をお願いします。

西ノ原 議席番号8番の西ノ原です。

去る4月13日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、92頁の27番ですが、畜産農家による農地の交換取得の調査です。申請者は市内の方で、すでに畜産を営んでおり、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。

今回、畜舎に隣接する農地を取得し、経営の効率化を高めるとのことで、取得する農地には飼料を作付けするとのことでした。

次に、28番と、29番の報告です。関連がありますので、併せて報告します。いずれも父親からの贈与による農業開始の調査です。申請者は、いずれも市内の方で、農作業に必要な農機具等は父親が所有しているものを借りるとのことで、今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に、30番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方ですが、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には米を作付けするとのことでした。

次に、31番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地では菜園を行うとのことでした。

最後に、93頁の32番ですが、畜産を営む父親からの贈与による農業開始の調査です。

申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地では飼料を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました31件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、94 頁、議案第 3 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 3 号につきましては、94 頁の 1 件です。1 番について、当初計画者が経営の効率化と事業内容の見直しにより営農型太陽光発電設備の保有を縮小することとなったため、事業継承者に施設を譲渡するものです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、95 頁、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 4 号につきましては、95 頁です。今回は、1 件です。

次の 1 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

議 長 ただいま説明がありましたが、1 番については、農業委員会の取り決め制限にあたりませんが、川崎委員が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 95 頁の 1 番は、申請人の川崎委員が、所有の田を丸太材集積置場として一時転用するもので、農地区分は 1 の 2 です。農地法第 4 条の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 川崎委員に係る案件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

案件 1 件については、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、96 頁、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 5 号につきましては、96 頁から 100 頁です。まず、96 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、賃貸アパートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、宅地を分譲するもので、農地区分は 3 の 5 です。4 番は、一般住宅、車庫、物置を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、97 頁をご覧ください。

5 番は、宅地を分譲するもので、農地区分は 3 の 5 です。6 番は、貸家、通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 11 回総会で審議済です。7 番は、営農型太陽光発電設備として使用貸借するもので、農地区分は一時転用です。なお、事業計画変更の 1 番と関連です。

次に、98 頁をご覧ください。次の 8 番から 100 頁の 16 番までは、全て記載のとおり

です。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、98頁の8番から10番までを有村委員に、11番から99頁の15番までを畠井委員に、100頁の16番を谷口委員に報告をお願いします。

有村 議席番号11番の有村です。去る4月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、98頁の8番ですが、申請地は輝北中学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に駐車場を整備する計画です。申請地の面積が368㎡で既存施設の面積824.28㎡の2分の1を超えないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に9番ですが、申請地は申良総合支所の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請者は市内の法人で、申請地に建売住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、10番ですが、鹿屋市申良農村環境改善センターの南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に建売住宅及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、8番から10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

畠井 議席番号7番の畠井です。去る4月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、98頁の11番ですが、申請地は笠之原小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に建売住宅、通路及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に99頁の12番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に

位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に店舗及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、13番ですが、鹿屋田崎簡易郵便局の西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に看板敷地を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次の14番ですが、鹿屋田崎簡易郵便局の西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次の15番ですが、申請地は大始良小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11番から15番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

谷口 推進委員の谷口です。去る4月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

100頁の16番ですが、申請地は、鹿屋中学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行となっており、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。

転用事業者は、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、申請地では、営農者が農地法第3条の貸借権を設定してサカキを栽培する計画です。転用の期間は3年間となります。調査についても、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。

今回は、すでに転用許可を受けて施設が完成しているほ場を確認した後、現地の調査を行いました。

調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づ

き審査を行いました。農作物の収量の見込みが地域の平均単収に比べて2割以上減少しないこととなっておりますが、サカキは、日陰でも生育する植物であり、志布志市の生産者から営農指導を受けながら、取り組んでいく計画であることから、平均単収を確保する見込みがあると判断しました。支柱は高さが2.5m、幅が4.2mあり、農作業に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、近隣に農地が無く、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。

なお、雨水排水の処理については、周囲より土地が低くなっていることから、周辺への流出を抑え地下浸透により処理を行う計画であり、流出のおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、101頁、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第6号につきましては、101頁から110頁です。

102頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は8件で、田が1筆、畑が16筆です。対象面積は、田が1千692㎡、畑が1万9千878㎡、合計：2万1千570㎡です。次の103頁から110頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、101頁の1番から4番までを持増委員に、5番から102頁の8番までを倉田委員に報告をお願いします。

持増 　　推進委員の持増です。去る4月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。101頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は103頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅、駐車場及び通路を建設する計画です。申請地は東地区学習センターの西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は104頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎及び堆肥置場を建築する計画です。申請地は東原小学校の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が

農業用施設の建築であることから、許可基準の農用地利用計画指定用途に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は105頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を自宅への通路として活用する計画です。申請地は東原小学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第一種農地ですが、現地は平成15年に農地法第4条の転用許可を受けていることから、農振除外後は非農地に認められると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は106頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を山林として活用する計画です。申請地は高隈中学校の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がり無く、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申請地は第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

**倉 田** 議席番号6番の倉田です。去る4月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。101頁をご覧ください。

まず5番ですが、周辺図等は107頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外で畜産を営む法人で、申請地に畜舎を建築する計画です。申請地は平和公園の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の農用地利用計画指定用途に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は108頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外で畜産を営む法人で、申請地に畜舎及び堆肥舎を建築する計画です。申請地は平和公園の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の農用地利用計画指定用途に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は109頁をご覧ください。農振への編入の申し出です。申請人は市内の方で、申請地で各種事業の導入を行う計画です。申請地は大隅広域公園の西に位置し、周辺の農用区域内の農地に近接する場所であり、農用区域への編入は支障がないと判断しました。

次に8番ですが、周辺図等は110頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に畜舎及び堆肥舎を建築する計画です。申請地は鹿屋南町郵便局の北

に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の農用地利用計画指定用途に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 　ただいま、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、111頁、議案第7号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第7号につきましては、111頁です。今回は3件です。

次の1番から3番については、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、1番から3番までを園田委員に報告をお願いします。

園田 　議席番号5番の園田です。去る4月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、111頁の1番ですが、申請地は、祓川郵便局の東に位置し、昭和年月日不詳から畜舎として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、東原インターチェンジの東に位置し、平成元年頃から畜舎として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、鹿屋東中学校の北に位置し、平成15年頃から店舗及び駐車場として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、112頁、議案第8号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第8号につきましては、112頁から113頁です。

今回新たに、譲渡希望が112頁の1番から5番までの5件です。なお、3番は賃貸借可としておりますのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が113頁の1番から10番までの10件です。

なお、5番については無償でも可としております。また6番については、無償としておりますのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

112頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番の東原町を寺下委員と持増委員に、下祓川町を郷原委員と細川委員に、2番を倉田委員と高田委員に、3番を畠井委員と西元委員に、4番を有村委員と有馬委員に、5番を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に、113頁、賃貸借希望の1番を堀之内委員と矢野委員に、2番を堀之内委員と矢野委員に、3番を中塩屋委員と垣内委員に、4番を田村委員と上穂木委員に、5番を堀之内委員と矢野委員に、6番を畠井委員と西元委員に、7番を倉田委員と高田委員に、8番を畠井委員と西元委員に、9番を郷原委員と細川委員に、10番を堀之内委員と矢野委員にお願いします。

議 長 次に、114頁、議案第9号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 説明の前に修正をお願いします。お手元に議案第9号ということで、1枚資料を配布してございますが、この114頁につきましては差し替えをお願いし、説明は差し替え後の資料により行いたいと思います。

議案第9号につきましては、提案理由としましては、令和5年3月28日付けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に伴う地籍調査推進員について、農業委員会から推薦を行うものです。推薦に当たっては、調査地区が獅子目町の一部0.56k㎡、大始良町の一部3.95k㎡、下高隈町の一部0.35k㎡、吾平町麓の一部1.48k㎡、吾平町上名の一部1.36k㎡となっており、それぞれの地区に精通している委員で、各地区から1名、計5名の依頼があったものです。

任期は、令和5年6月上旬から令和6年3月31日までとなっています。

推薦する委員については、獅子目町の一部は榎原委員に、大始良町の一部は藏ヶ崎委員に、下高隈町の一部は園田委員に、吾平町麓の一部は堀之内委員に、吾平町上名の一部は大園委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、地籍調査推進員として5名の方を推薦いたします。

次に、115頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料115頁をご覧ください。合意解約につきましては、115頁から127頁です。

今回は26件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、115頁から、127頁まで26件の合意解約です。報告をしておきます。

つづきまして、下限面積撤廃に伴う現地調査の基準についてです。事務局から報告をお願いします。

次 長 資料は128頁、最後の頁です。下限面積の撤廃については3月の総会をはじめ様々な場面において皆様方に説明をさせて頂いておりますが、調査対象はどうなるのかと言った質問を委員の方々からいただいておりますので、これまでの調査対象、これからの調査対象ということで報告という形であらためてご説明させていただくものです。

これまでの現地調査対象は、1番の農業開始である場合（農業開始調査）、2番の現在の経営農地が市外であり、今回新たに鹿屋市の農地を取得する場合（市外取得調査）、3番の譲受人の経営面積が4,000㎡未満の場合（下限面積調査）ということで現地調査を行って頂いておりましたが、令和5年4月からの現地踏査対象は、1番の農業開始の調査、2番の市外取得の調査のみとなっております、3番の下限面積の調査という区分は無くなりました。以上、報告を終わります。

議 長 以上で、第1回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

次 長 事務局から一点、皆様方をお願いということでご説明申し上げます。

非農地の取り扱いについてですが、3月の総会で非農地の意見決定についてという議案を提出させていただき、その場で承認を得たところでございます。

このことについては、現地調査により非農地と判断した農振農用地外では法務局で登記地目を農地から例えば山林へ変更する。また、農家台帳から削除されると、こういったことについて3月の総会で承認を頂いておりますが、今回、非農地の手続きをするにあたりまして、事務局内で協議をした結果、この非農地の変更についてはより慎重な手続きが必要であろうと判断しましたので、3月の総会で議案提出をさせて頂いた非農地の手続きに

ついてはいましばらく時間をいただきたく思っております。

そこで、今回このような形で話をさせて頂いたところでございます。具体的に言いますと、より慎重な手続きと言いますが、3月の総会でお諮りしたのが非農地の対象の方に対して通知を送ってそのあと、いついつまでに異議がなければ登記を変えさせていただきますよという通知を送っております。期限を切って返事が返ってこなかった時は、非農地の手続きを法務局でしていくわけですが、実際考えられるのが、通知を送ってもその通知を見ておらず、そのために異議があっても返せないとか、そのような部分を完全に確認が出来ないのではないかとということ。

それと、登記を変えるという大きな作業なので、もう少し慎重に、例えばですが相手から一筆いただいて、非農地にすることについて異議はありませんとか、あと、農業委員会としては農地を守るという観点もありますのでその場所が非農地だということだけで判断をするということも強引な部分もあるのかなとか、見方によっては何もしなければ荒廃農地であってもいつかは農地ではなくなって、農業委員会で変えてくれるのだとか悪い噂とかそういう流れもあったりするおそれもあるものですから、今回、より慎重な手続きを行っていかうかと考えております。またその方針が決まりましたら、総会の中で報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

それと、配布物についてですが、お手元に、事務局職員の座席表を配布しておりますので、参考にいただければと思います。その他に農業農村戦略ビジョン、畑かん方針、封筒で皆様方の報酬の明細も配布させて頂いておりますのでご確認ください。

局 長 それでは、5月の調査委員を申し上げます。

5月12日、金曜日、4条・5条の調査が、田中委員、永山委員でございます。

5月12日、金曜日、農振調査が、田村委員、入佐委員でございます。

5月15日、月曜日、4条・5条の調査が、立元委員、垣内委員でございます。

5月15日、月曜日、3条調査が、泊委員、徳田委員でございます。

5月の総会は、5月23日、火曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他に何かありませんか。

ないようですが、推進員さんから何かございませんか。

なければ、これを持ちまして令和5年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )